



平成26年5月20日

各 位

オ イ レ ス 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 岡 山 俊 雄
(コード番号 6282 東証第一部)

(問合せ先)
取締役 常務執行役員
企画管理本部長 内 田 隆 彦
T E L 0466-44-4901

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成26年6月27日開催予定の第63回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 社外取締役の招聘に伴い、取締役員数の変更をおこなうものであります。(定款 第19条)
- (2) 社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的におこなうことができるようにするため、会社法第427条の規定により、社外取締役との責任限定契約の規定を新設するものであります。なお、同規定の新設については、監査役会の同意を得ております。(定款変更案 第26条)
- (3) 上記条文の新設に伴い、社外監査役の責任免除の規定について、表現の統一をおこなうものであります。(現行定款 第34条)
- (4) 上記条文の新設に伴い、従来の条数の繰下げをおこなうものであります。(現行定款 第26条～第42条)

2. 変更内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程 (予定)

定款変更のための定時株主総会開催日 平成26年6月27日

定款変更の効力発生日 平成26年6月27日

以 上

【別紙】

下線部分は変更箇所を示しています。

現行定款	変更案
<p>(員 数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 26 条～第 33 条 (省略)</p> <p>(社外監査役の責任免除) 第 34 条 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 35 条～第 42 条 (省略)</p>	<p>(員 数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第 26 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 27 条～第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第 35 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 36 条～第 43 条 (現行どおり)</p>

以 上